

さっぽろまちキャンリポーターの設置等に関する要綱

令和6年7月10日

まちづくり政策局 公民・広域連携推進室長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、さっぽろまちキャンパス共創事業（以下「補助事業」という。）で実施する各種の取組等について広範な情報発信を行うため、市内にキャンパスを有する大学及び短期大学に在籍する学生を、さっぽろまちキャンリポーター（以下「リポーター」という。）に任命し、各種の業務（以下「まちキャンリポート活動」）を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(業務内容)

第2条 まちキャンリポート活動は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助事業で実施される各種の取組・イベントや、補助事業に採択された学生団体への取材
- (2) 取材内容をまとめた記事（原案）の作成
- (3) まちキャンリポート活動推進会議への出席
- (4) その他、本市の大学連携関係施策に関する情報発信や、効果的な情報発信方法の検討等に関するここと

(情報及び資料等の提供)

第3条 業務の遂行に必要な情報及び資料等は、その都度リポーターに提供する。なお、個人情報及びそれらを含む資料は、当該個人の同意を得られた場合に限り提供するものとする。

(任命)

第4条 リポーターの任命は、札幌市長が行う。

(任期)

第5条 リポーターの任期は、任命日から当該年度の3月21日までとする。

(報奨品の支給)

第6条 まちキャンリポート活動に係る経費や謝礼は支給しない。ただし、リポーターの任期が満了し、十分な業務の実施が認められた場合、札幌市はリポーターに対し10,000円分の商品券を支給する。

(守秘義務等)

第7条 リポーターは、その職務において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を離れた後も同様の扱いとする。

(辞退)

第8条 事情によりリポーターを辞める場合は、事前に札幌市に申し出ることにより、リポーターを辞退できるものとする。任期満了の前に辞退した場合、第6条に規定する報奨品は支給しない。

(任命の取消し)

第9条 市長は、リポーターが第7条に定める守秘義務等に違反したと認められるとき又はリポーターとしての適格性を欠くに至ったと認められるときは、任命を取り消すものとする。任命を取り消された場合、第6条に規定する報奨品は支給しない。

(疑義への対応)

第10条 本要綱に定めのない事項又は本要綱に定める事項に関し疑義が生じたときは、札幌市とリポーターの双方が誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

附 則

この要綱は、令和6年7月10日から施行する。